新宿区中小企業向け制度融資取扱金融機関向けQ&A

（令和7年3月更新）

［制度融資編］

		Q	A
①	要件	事業所（支店など）は区内にあるが、本店登記は区外にある。これは制度融資の対象になるか。	対象外です。同様に、本店登記が区内にあり、事業所が区外にある場合も対象外です。詳しくはパンフレットの表紙の基本要件をご確認ください。
②	要件	個人で1年以上同一事業を行った後、法人成りした。制度融資の申し込みは可能か。	パンフレット12ページ、新宿区制度融資に関するQ&Aをご参照ください。
③	要件	本店（営業の本拠）及び本店登記は区内だが、店舗が区外にある。この場合は制度融資の対象か。	対象です。
④	必要書類	決算終了後、6か月経過した場合、試算表の提出が必要か。	必要です。詳しくはパンフレット9ページをご参照ください。
⑤	必要書類	事業者から住民税の納税証明書が出ないと言われた。	まずは発行元である自治体に「住民税の納税証明書の取扱い」があるかどうか確認をお願いします。 【取扱いがある場合】 事業者が「課税証明書」や「滞納のないことの証明」を自治体で申請している可能性があります。必ず「納税証明書」の申請をしていただくようお願いします。 【取扱いがない場合】 課税額が分かるもの（課税証明書や特別徴収額の決定通知書等）と納税していることが分かる書類（通帳の写しや領収書等）の2点のご準備をお願いします。
⑥	必要書類	同時に2本の制度融資を申請するが、必要書類は2本分準備する必要があるか。	申込書のみ2本分、そのほか共通する書類は1本分ご用意ください。

<table>
<tr><td>⑦</td><td>必要書類</td><td>融資実行後に事業者の状況に変更が生じた。必要書類を知りたい。</td><td>下表のとおりご準備ください。所定の書類の準備が難しい場合は事前にご相談ください。
<table>
<tr><th rowspan="2">変更事由</th><th rowspan="2">変更届の種類</th><th colspan="2">添付書類</th></tr>
<tr><th>個人</th><th>法人</th></tr>
<tr><td>事業所名変更</td><td rowspan="7">利用者条件変更届</td><td>開廃業届</td><td rowspan="4">履歴事項全部証明書</td></tr>
<tr><td>事業所所在地変更</td><td>開廃業届</td></tr>
<tr><td>代表者自宅住所変更</td><td>住民票</td></tr>
<tr><td>廃業</td><td>廃業届</td></tr>
<tr><td>休業</td><td>休業届</td><td>－</td></tr>
<tr><td>移管</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>繰上完済</td><td rowspan="5">融資条件変更届</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>内入れ</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>延滞</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>代位弁済</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>条件変更</td><td>変更保証書</td><td>変更保証書</td></tr>
</table>
※法人成りの場合の添付書類
①個人事業廃業届②免責的債務引引受契約証書、変更保証書③履歴事項全部証明書
※個人成りの場合は、閉鎖事項全部証明書をご提出ください。</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>紹介状</td><td>区で面談を受けた事業者と話を進める中で、紹介状の内容と変更が生じている。この紹介状はこのまま使えるか。</td><td>変更の箇所によって、事業者の再面談が必要なもの、事業者の修正が必要なもの、結果報告書の提出のみで足りるものがあります。変更の内容を固めた上で、事業者に区に問合せをするようにご案内ください。</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>紹介状</td><td>当初は運転資金のみで申請をしていたが、保証協会から設備資金に変更してほしいと言われた。この場合どうすればよいか。</td><td>申込書の訂正＋見積書の提出が必要となります。紹介状の差替えは必要ありません。
紹介状の差替えを希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。</td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>紹介状</td><td>事業者が発行日から1か月を越えた紹介状を持ってきたが、この紹介状は使えるか。</td><td>区が事業者にお渡しする紹介状一式については、有効期限は原則1か月ですが、管理を金融機関に委ねております。左記の場合、紹介状を受け取るかどうかについては、金融機関でご判断ください。ただし、紹介状の内容に変更がある場合は、再度事業者が申請書類を一式ご準備し、面談を受けていただく必要があります。</td></tr>
<tr><td>⑪</td><td>保証料補助</td><td>信用保証料支払証明書を紛失した。</td><td>紹介番号（斡旋番号）及び事業者名を明記の上、ご依頼ください。区から白紙の用紙をお送りいたしますので、再発行し事業者様にお渡しください。</td></tr>
<tr><td>⑫</td><td>保証料補助</td><td>保証料補助金はどのくらいで振込されるか。</td><td>1か月半～2か月程度で振込みします。詳しくはパンフレット8ページの中ほど「信用保証料の補助」の(3)をご参照ください。</td></tr>
</table>

⑬	保証料補助	保証協会から保証料の返還があった事業者がいるが、区への返還はどのようにしたらいいか。	区への返還金が発生した場合、区から直接事業者様に返還方法等をご連絡いたします。
⑭	保証料補助	商工業緊急資金（特例）の融資実行をした後、保証料補助申請をしないまま新たに商工業緊急資金（特例）の融資実行をして、既存債務返済を行った。既に返済した債務については保証料補助申請の必要はないか。	既に返済した融資の保証料補助についても補助申請が必要となります。申請をしない場合、融資実行から借換による繰上完済した日までの保証料補助を受けられません。
⑮	融資条件	金利は固定金利か。	金利は固定金利となります。また、利子補給期間の終了後も同様です。
⑯	押印廃止	押印廃止の対象となる書類は何か。	これまで、支店長印等を押印いただいていたほぼ全ての書類が廃止となります。また、事業者から提出される制度融資申込書等についても押印を廃止しております。 尚、契約書については押印を存続させていただきます。
⑰	押印廃止	記載内容に訂正がある場合は、どのように対応したらよいか。	押印廃止後は当該訂正を誰が行ったのか確認することが困難であるため、誤りがあった場合は、正しい内容で再度作成したものを改めてご提出ください。尚、捨印対応も不可となります。
⑱	押印廃止	誤って押印してしまったが、このまま提出してよいか。	押印があることにより当該書面が無効となることはありません。また、社内手続き上、押印が必要であれば押していただいて構いません。ただし、その場合も訂正印や捨印は無効とさせていただきます。